

中華人民共和國税関企業分類管理弁法

2008年1月30日公布

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

中華人民共和國税関總署令

第 170 号

『中華人民共和國税関企業分類管理弁法』は2008年1月4日に税関總署の署務會議にて審議許可され、現公布し、2008年4月1日より施行する。1999年3月31日付けの税関總署令第71号で公布した『中華人民共和國税関對企業分類管理實施弁法』、2001年7月20日付けの税関總署、對外貿易經濟合作部令第86号で公布した『大手ハイテク企業に適用する通関申告スピード化措置における審査規定』は、それに伴い廃棄される。

署 長 牟新生

2008年1月30日

中華人民共和國税関企業分類管理弁法

第1章 總 則

第1条 企業が法律を遵守し自律するように奨励し、税関の管理効率を向上し、輸出入貿易の安全と便宜を保障するために、『中華人民共和國税関法』及びその他の関連法律、行政法規の規定に基づき、本規定を制定する。

第2条 税関にて登録する輸出入貨物の受取人・荷送人、通関申告企業の分類管理は、本規定を適用する。

その他の企業の分類管理は、税関總署が別途規定する。

第3条 税関は、企業が法律、行政法規、税関規章、廉潔公正に関する規定を遵守する状況と、経営管理状況及び税関の監視、統計記録等に基づき、AA、A、B、C、Dの5種類の管理類別を設置し、関係企業に対して評価、分類を行うとともに、企業の管理類別を公開する。

第4条 税関總署は遵法便宜の原則に基づき、異なる管理類別が適用される企業に対して、相応な管理措置を制定する。そのうち、AA類とA類企業には相応な通関申告便宜措置を適用し、B類企業には通常の管理措置を適用し、C類とD類企業には厳密な監視措置を適用する。

全国の税関は統一された企業分類基準、プロセス及び管理措置を実行する。

税関と企業は、常に情報のコミュニケーションと業務連絡を行って、協力を強化しなければならない。

第5条 税関總署は企業の分類管理業務に対して指導、監督を行い、直属税関は、本税関管轄の企業に適用する管理類別の査定と調整に関わる責任を負う。

第2章 管理類別の設定

第1節 輸出入貨物の受取人・荷送人

第6条 AA類の輸出入貨物の受取人・荷送人は、以下の条件を同時に満たさなければならない。

- (1) A類管理を1年以上適用している。
- (2) 前年度の輸出入総額がUSD 3,000万（中西部はUSD 1,000万）以上である。
- (3) 税関の検証と取り調べにより、税関管理、企業経営管理と貿易安全の要求に合致している。
- (4) 毎年『経営管理状況報告書』と会計士事務所により作成された前年度の会計監査報告

書を提出し、毎半期に『輸出入業務状況表』を提出する。

第7条 A類の輸出入貨物の受取人・荷送人は、以下の条件を同時に満たさなければならない。

- (1) B類管理を1年以上適用している。
- (2) 連続1年間、密輸罪、密輸行為、税関監視規定の違反行為がない。
- (3) 連続1年間、知的財産権侵害貨物の輸出入による税関の行政処罰を受けたことがない。
- (4) 連続1年間、滞納している税金と罰金・没収金がない。
- (5) 前年度の輸出入総額がUSD50万以上である。
- (6) 前年度の輸出入通関申告誤差率が3%以下である。
- (7) 会計制度が完備されており、業務記録が真実を反映し、且つ整備されている。
- (8) 自発的に税関管理に協力し、タイムリーに各税関手続きを行い、税関に提出する伝票、証書が真実を反映しており、完全且つ有効である。
- (9) 毎年、『経営管理状況報告書』を提出する。
- (10) 規定に従って、『中華人民共和国税関輸出入貨物の受取人・荷送人通関申告登録証書』の取替手続き、及び関連変更手続きを行う。
- (11) 商務、人民銀行、工商、税務、品質検査、外国為替、監査等の行政管理部門と機構に不良記録がない。

第8条 輸出入貨物の受取人・荷送人は、以下の状況のいずれかに該当する場合、C類管理が適用される。

- (1) 密輸行為がある場合
- (2) 1年間に税関監視規定の違反行為が3回以上発生し、又は、1年間に税関監視規定の違反による罰金の累計額がRMB50万以上になる場合
- (3) 1年間に、知的財産権侵害貨物の輸出入による税関の行政処罰を受けたことが2回ある場合
- (4) 滞納している税金と罰金・没収金がRMB50万以下である場合

第9条 輸出入貨物の受取人・荷送人は、以下の状況のいずれかに該当する場合、D類管理が適用される。

- (1) 密輸罪がある場合
- (2) 1年間に、密輸行為が2回以上ある場合
- (3) 1年間に、知的財産権侵害貨物の輸出入による税関の行政処罰を受けたことが3回以上ある場合
- (4) 滞納している税金と罰金・没収金がRMB50万以上である場合

第10条 輸出入貨物の受取人・荷送人は、本規定の第8条と第9条に示す状況に該当せず、以下のいずれかの条件に合致する場合、B類管理が適用される。

- (1) 初回登録である場合
- (2) 初回の登録後、管理類別が調整されていない場合
- (3) AA類企業が、元の管理類別の適用条件に合致しないとともに、A類管理類別の適用条件にも合致しない場合
- (4) A類企業が、元の管理類別の適用条件に合致しない場合

第11条 税関にて登録する加工企業は、輸出入貨物の受取人・荷送人によって、分類管理を実施する。

第2節 通関申告企業

第12条 AA類の通関申告企業は、以下の条件を同時に満たさなければならない。

- (1) A類管理を1年以上適用している。
- (2) 前年度の代理申告の輸出入通関申告書と出入管届出リストの総数が2万枚（中西部は5,000枚）以上である。
- (3) 税関の検証と取り調べにより、税関管理、企業経営管理と貿易安全の要求に合致している。
- (4) 毎年『経営管理状況報告書』と会計士事務所により作成された前年度の会計監査報告書を提出し、毎半期に『輸出入業務状況表』を提出する。

第13条 A類の通関申告企業は、以下の条件を同時に満たさなければならない。

- (1) B類管理を1年以上適用している。
- (2) 企業及び所属通関申告作業者は、連続1年間、密輸罪、密輸行為、税関監視規定の違反行為がない。
- (3) 連続1年間、代理申告の貨物が知的財産権の侵害により税関に没収されたことがない。
- (4) 連続1年間、滞納している税金と罰金・没収金がない。
- (5) 前年度の代理申告の輸出入通関申告書と出入管届出リストの総数が3,000枚以上である。
- (6) 前年度の代理申告の輸出入通関申告誤差率が3%以下である。
- (7) 法に基づき、帳簿と営業記録を作成し、受託した通関申告業務のすべての活動を真実、正確、完全に記録する。
- (8) 毎年『経営管理状況報告書』を提出する。
- (9) 規定に基づき、登録許可延長手続き、及び『中華人民共和国税関輸出入貨物の受取人・荷送人通関申告登録証書』の取替手続きと関連変更手続きを行う。

(10) 商務、人民銀行、工商、税務、品質検査、外国為替、監査等の行政管理部門と機構に不良記録がない。

第14条 通関申告企業は、以下の状況のいずれかに該当する場合、C類管理が適用される。

- (1) 密輸行為がある場合
- (2) 1年間に税関監視規定の違反行為が3回以上発生し、又は、1年間に税関監視規定の違反による罰金の累計額がRMB50万以上になる場合
- (3) 1年間に代理通関申告の貨物が知的財産権の侵害により税関に没収されたことが3回ある場合
- (4) 前年度の代理申告の輸出入通関申告誤差率が10%以上である場合
- (5) 滞納している税金と罰金・没収金がRMB50万以下である場合
- (6) 代理通関申告の貨物が密輸、税関監視規定違反の疑いがあり、税関が実施する調査を拒否するか、又は調査に協力しない場合
- (7) 通関申告業務の従事が税関により一時的に停止された場合

第15条 通関申告企業は、以下の状況のいずれかに該当する場合、D類管理が適用される。

- (1) 密輸罪がある場合
- (2) 1年間に密輸行為が2回以上ある場合
- (3) 1年間に代理通関申告の貨物が知的財産権の侵害により税関に没収されたことが4回以上ある場合

- (4) 滞納している税金と罰金・没収金がRMB 50万以上である場合

第16条 通関申告企業は、本規定の第8条と第9条に示す状況に該当せず、以下のいずれかの条件に合致する場合、B類管理が適用される。

- (1) 初回登録である場合
- (2) 初回の登録後、管理類別が調整されていない場合
- (3) AA類企業が、元の管理類別の適用条件に合致しないとともに、A類管理類別の適用条件にも合致しない場合
- (4) A類企業が、元の管理類別の適用条件に合致しない場合

第3章 管理類別の適用及び調整

第17条 企業は、本規定の第6条第(1)項、第(2)項又は第12条第(1)項、第(2)項の規定に合致する場合、登録地税関を経由して直属税関へAA類管理適用の申請を提出することができ、且つ以下の資料を提出しなければならない。

- (1) 『AA類管理適用申請書』
- (2) 『経営管理状況報告書』
- (3) 会計士事務所により作成された前年度の会計監査報告書

第18条 企業は、本規定の第7条又は第13条の規定に合致する場合、登録地税関を経由して、直属税関にA類管理適用の申請を提出することができ、且つ以下の資料を提出しなければならない。

- (1) 『A類管理適用申請書』
- (2) 『経営管理状況報告書』

第19条 登録地税関は企業からAA類、A類管理適用申請を受付けた後、審査確認により、企業の提出した資料がそろっており、法定様式に合致すると判断した場合、その場で『企業分類管理申請受付決定書』を作成して発行し、直属税関に査定するよう提出する。

AA類の申請の場合、直属税関は受付日から6ヶ月以内に適用するか否かの決定をしなければならない。

A類の申請の場合、直属税関は受付日から3ヶ月以内に適用するか否かの決定をしなければならない。

第20条 AA類、A類管理の適用を申請する企業が以下の状況のいずれかに該当する場合、直属税関はその申請を却下するとともに、適用しない旨の決定を下す。

- (1) 申請する際に、本規定に定められた条件に合致しない場合
- (2) 審査確認の期間に、本規定に定められた条件に合致しない場合
- (3) 審査確認の期間に、密輸又は税関監視規定の違反、知的財産権侵害の疑いがある行為が発生し、捜査又は調査を受けている場合

第21条 C類企業は、税関が類別調整を決定した日から1年間に本規定の第8条又は第14条に示す状況に該当しない場合、企業の申請により、税関は当該企業をB類へ調整させる。

D類企業は、税関が類別調整を決定した日から1年間に本規定の第9条又は第15条に示す状況に該当しない場合、企業の申請により、税関は当該企業をC類へ調整させる。

第22条 C類、D類企業はB類、C類への調整を申請する場合、登録地税関を経由して直属税関へ『企業管理類別調整申請書』を提出しなければならない。登録地税関は、審査確認により、企業の提出した資料がそろっており、法定様式に合致する判断した場合、その場で『企業分類管理申請受理決定書』を作成して発行し、直属税関に査定するよう提出する。

直属税関は、受付日から1ヶ月以内に決定をしなければならない。

第23条 企業が以下の降格状況のいずれかに該当する場合、税関は見付けたら、本規定の第2章の規定により、その適用する管理類別を見直して決定する。

- (1) AA類、A類企業が元の管理類別の適用条件に合致しない場合
- (2) B類企業がC類、D類管理類別の状況のいずれかに該当する場合
- (3) C類企業がD類管理類別の状況のいずれかに該当する場合

第24条 直属税関は企業管理類別を調整又は調整しないと決定する場合、企業登録地税関を経由して決定日から10営業日以内にその決定を企業に通達する。

税関は、調整の決定日から、調整後の管理類別に基づき、企業に対して相応する管理措置を実施する。

第25条 AA類又はA類企業に密輸の疑いがある、立件捜査又は調査されている場合、税関は、その管理類別に相応する管理措置を一時的に停止し、その停止期間内には、B類企業の管理措置に応じて、管理を実施する。

第26条 企業は、名称又は税関登録番号だけが変更された場合、その管理類別を継続に適用できるが、以下の状況のいずれかに該当する場合は、以下の方法で調整する。

- (1) 企業が存続・分割した場合、分割後の存続企業は、分割前の企業の主要権利義務又は債権債務関係を受け継ぐ分割企業として、分割前の企業の管理類別に適用し、そのほかの分割企業は初回登録する企業と見なされる。
- (2) 企業が解散・分割した場合、分割企業は初回登録企業と見なされる。
- (3) 企業が吸収・合併した場合、合併企業は合併後の存続企業の管理類別に適用する。
- (4) 企業が新設・合併した場合、合併企業は初回登録企業と見なされる。

第4章 管理措置の実施

第27条 通関申告企業が輸出入貨物の受取人・荷送人の代理人として通関申告業務を行う場合、税関は通関申告企業と輸出入貨物の受取人・荷送人のそれぞれが適用する管理類別に従って、相応する管理措置を実施する。

企業の管理類別の違いが原因で、実施すべき管理措置に抵触が発生した場合、税関は、以下のように管理を実施する。

- (1) 通関申告企業又は輸出入貨物の受取人・荷送人がC類又はD類である場合、より低い方の管理類別に基づき、相応する管理措置を実施する。
- (2) 通関申告企業と輸出入貨物の受取人・荷送人がともにB類以上の管理類別である場合、通関申告企業の管理類別に基づき、相応する管理措置を実施する。

第28条 加工貿易経営企業と加工受託の生産企業との管理類別が一致しない場合、税関は当該加工貿易業務に対して、より低い方の管理類別に基づき、相応する管理措置を実施する。

第5章 付 則

第29条 密輸罪の時間認定は、人民法院の刑事判決書の効力が発生する時間に準ずる。

密輸行為、知的財産権侵害貨物の輸出入行為、税関監視規定の違反行為は、税関行政処分決定書の効力が発生する時間に準ずる。

第30条 警告及び罰金がRMB 1万以下である税関監視規定の違反行為は、企業分類管理評定記録としない。

第31条 本規定に列記される用語は下記の通り定義する。

「その他の企業」とは、税関にて登録する輸出入貨物の受取人・荷送人、通関申告企業の以外に、税関総署に定められた輸出入に直接関係する業務に従事する企業を指す。

「中西部」とは、東部地域以外のその他の地域を指す。東部地域は、北京市、天津市、上海市、遼寧省、河北省、山東省、江蘇省、浙江省、福建省、広東省を含む。

「滞納している税金」とは、税金納付期限満了日から3ヶ月を超えても、依然として納付していない輸出入貨物、物品の輸出入関税と輸出入段階における税関代理徴収税金との和であり、税関により税関監視規定違反と認定されて、処分以外に、納付すべき税金を含む。

「滞納している罰金・没収金」とは、税関行政処分決定に定められる納付期限満了日から3ヶ月を超えても、依然として納付していない税関罰金、没収された違法所得、及び密輸貨物、物品の等価代金を指す。

「輸出入総額」は、税関貿易統計と単項統計データを含み、税関の統計に準じ、関係データは税関企業分類管理にしか使われない。

「通関申告誤差率」とは、企業前年度すべての通関申告担当者の減点総回数÷通関申告書総件数×100%を指す。

「1年」とは、連続の12ヶ月を指す。

「年度」とは、1つの西暦年度を指す。

「以上」は、本数を含む。

「以下」は、本数を含まない。

第32条 本規定は税関総署がその解釈に責任を負う。

第33条 本規定は2008年4月1日より施行する。1999年3月31日付けの税関総署令第71号で公布した『企業に対する中華人民共和国税関の分類管理実施弁法』、2001年7月20日付けの税関総署、対外貿易経済合作部令第86号で公布した『大手ハイテク企業に適用する通関申告スピード化措置における審査規定』は、これに伴い廃棄される。